

此中大臣にのぼる人常の左大臣兼大將信の左大臣融の左大臣仁明の御子に姓を給る人十三人、大臣にのぼる人多の右大臣光の右大臣兼大將文徳の御子に姓を給はる人十二人、大臣にのぼる人能有の右大臣兼大將清和の御子に姓を給る人十四人、大臣にのぼる人、市世の御末に實朝の右大臣兼大將親王是は真純の苗裔なり陽成の御子に姓を給る人三人、光孝の御子に姓を給る人十五人、宇多の御孫に姓を給りて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣王の男なり醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣兼大將兼明の左大臣後親王に任す、中書王此後は皇子の姓を給はる事はたえにけり、皇孫にはあまたあり、任大臣を本と記すにまりて、ことごとく不載、

〔多々良問答〕一、王氏事

すべし、の宮に成給候へば、臣下に准じて、姓是ヨリ臣下ニナラセ玉フを給候事、古來連綿のよしを被仰出候是則平家鑑祖ナド此事候き、必源の姓を被授候由被仰聞候、但平姓を給られたる例も候し、被仰出候時代何のほど、今又誰人の御事にて候や、源の姓をたまはられ候方は、嵯峨源氏に准じて、清和村上、宇多なども、一字名乘來候哉、

〔三代實錄〕

貞觀八年三月二日戊寅、是日勅沙彌深寂、賜姓貞朝、臣名登、叙正六位上、貫右京一條一坊、先是貞觀五年九月二十日、三品行中務卿諱光孝親王、中散位從四位上源朝臣光等奏言、深寂是仁明天皇更衣三國氏所生也、承和之初、賜姓源朝臣、預時服月俸、厥後依母過失、被削屬籍、仍出家入道、中夫爲子之道、緇素無別、出家之時、既列皇子、還俗之日、何爲非兒、然則准之間、宜復本姓、但伏聞嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、望請賜姓名貞朝、臣登、叙位階、貫京職、至是詔許之、

〔延喜式〕

凡一世源氏有犯遺疏就彈之、

〔江次第抄〕

今案、一世源氏者、帝之子賜姓者也、

〔西宮記〕

一世二世三世四世源氏